令和２年度
那覇市生活衛生監視指導計画

那覇市

目　　次

第１　趣旨・・２
第２　監視指導計画の適用区域等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　１　適用区域
　２　実施期間
　３　監視指導を実施する対象施設及び対象者
第３　実施体制等・・２
　１　監視指導の実施体制
　２　厚生労働省及び関係自治体との連携について
　３　関係部局等との連携確保について
第４　監視指導の実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　１　共通監視指導事項
　２　重点監視指導事項
第５　違反を発見した場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第６　健康危害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
第７　生活衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項・・・・・・・・・・・・・４
　１　環境衛生監視員等の資質の向上
　２　生活衛生営業関係者の人材の養成及び資質の向上

別表（第４関係）　令和２年度業種別目標監視件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第１　目的

本市では、生活衛生の安全性を確保するため、那覇市生活衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、生活衛生営業関係施設等の監視指導を計画的かつ効果的に実施することを目的とします。

第２　監視指導計画の適用区域等

１　適用区域

那覇市内全域

２　実施期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの１年間とします。

３　監視指導を実施する対象施設及び対象者

(1)　旅館業法の規定に基づく営業許可施設及びこれに関連する施設並びにこれらの営業者

(2)　興行場法の規定に基づく営業許可施設及びこれに関連する施設並びにこれらの営業者

(3)　公衆浴場法の規定に基づく営業許可施設及びこれに関連する施設並びにこれらの営業者

(4)　クリーニング業法の規定に基づく届出施設及びこれに関連する施設並びにこれらの営業者

(5)　理容師法の規定に基づく届出施設及びこれに関連する施設並びにこれらの営業者

(6)　美容師法の規定に基づく届出施設及びこれに関連する施設並びにこれらの営業者

(7)　建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づく特定建築物及びこれに関連する施設並びにこれらの管理者

(8)　建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づく事業登録者及びこれに関連する施設並びにこれらの管理者

(9)　水道法の規定に基づく水道施設（簡易専用水道等を含む）及びこれに関連する施設並びにこれらの設置者

(10)　住宅宿泊事業法の規定に基づく届出施設及びこれに関連する施設並びにこれらの事業者

第３　実施体制等

１　監視指導の実施体制

監視指導計画に基づき、那覇市保健所の環境衛生監視員等が監視指導を行います。

２　厚生労働省及び関係自治体との連携について

厚生労働省及び関係自治体との連携を確保することは、健康被害等の拡大防止において重要です。大規模又は広域に渡る健康被害が発生した場合には、速やかに関係自治体等に情報提供し、連携して被害の拡大防止等必要な対策を講じます。

また、沖縄県との連絡会等に出席し、生活衛生関係に関する情報の交換や連携の確保に努めます。

３　関係部局等との連携確保について

生活衛生営業施設等における安全性確保のため、本市建築指導課、本市上下水道局、本市消防局等と違法等の関連情報を相互に提供するなど、緊密な連絡及び連携体制を確保します。

第４　監視指導の実施内容

１　共通監視指導事項

関連法令等に基づき、次に掲げる項目について監視指導を行います。なお、令和２年度業種別目標監視件数は、別表のとおりです。

(1)　営業施設等の構造設備が、法令等で定められた基準に適合していること。

(2)　生活衛生関係施設における各管理基準が遵守されていること。

２　重点監視指導事項

健康被害の拡大防止を図るため、生活衛生営業者への周知の重要性を考慮し、次に掲げる項目について重点的に監視指導を行います。

(1)　宿泊施設への監視指導

旅館業法に基づく許可施設及び住宅宿泊事業法に基づく届出施設に対する監視指導及び立入検査を行うとともに、無許可及び無届出で営業を行う施設への監視指導及び立入検査を強化します。また、住宅宿泊事業法に基づく届出施設について、那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（以下「条例」という。）に基づき営業日数が制限される施設について、条例等を遵守して営業しているか監視指導を行います。

(2)　公衆浴場、旅館業の入浴施設におけるレジオネラ症感染症防止対策

入浴施設において、レジオネラ症の発生を防止するため、管理基準の運用について監視指導を行うとともに、許可対象外の病院等の入浴施設についても、関係機関と連携し、必要に応じ監視指導を行います。

(3)　旅館業等におけるトコジラミ等衛生害虫由来の健康被害対策

トコジラミ等衛生害虫由来の健康被害を未然に防ぐため、パンフレット等を活用し、監視指導を行うとともに、必要に応じ、衛生講習会を実施し、衛生管理の徹底及び害虫対策の周知を行います。

(4)　理容所及び美容所への監視指導

理容所及び美容所に対し、関係法令を遵守して営業しているか監視指導を行う

とともに、無届施設や無資格者による施術を探知した場合は、速やかに改善指導を行います。

(5)　クリーニング所への監視指導

クリーニング所に対し、関係法令を遵守して営業しているか監視指導を行うとともに、指定洗濯物の取扱いがあるクリーニング所（取次店を除く）については、「クリーニング所における衛生管理要領」(昭和 57 年 3 月 31 日環指第 48 号厚生省環境衛生局長通知）に基づいた洗濯物の消毒等が適切に行われているか監視指導を行います。

第５　違反を発見した場合の対応

(1)　違反している状況を発見した場合は、その場で必要な指導を行います。

(2)　違反が軽微であって、かつ、直ちに改善が図れるもの以外の違反については、生活衛生監視票、衛生指導注意票等、書面での改善指導を行います。

(3)　書面による改善指導を行った場合は、状況に応じ確認を行います。

(4)　書面での改善指導を行ったにもかかわらず改善がなされない場合は、必要に応じ、改善命令等の措置を講じます。

(5)　悪質な違反と判断したものについては、告発等を行います。

第６　健康被害発生時の対応

生活衛生関連施設が原因と疑われる健康被害の情報を探知した場合には、沖縄県及び関係機関と緊密に連携を図りながら、患者の症状調査や施設調査を基に、被害の拡大及び再発を防止するため、迅速かつ適切に原因究明を行います。

原因施設に対しては、害虫駆除の指示、従業員の衛生指導等を行い、必要に応じて改善命令等を行うことで、被害拡大及び再発の防止に努めます。

また、適宜、事件の概要を公表し、生活衛生営業者及び住民へ情報提供を図ります。

第７　生活衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

１　環境衛生監視員等の資質の向上

監視指導に従事する環境衛生監視員等は、国、沖縄県等において開催される技術研修会、講習会に積極的に出席し、必要な技術及び知識の習得を行い、資質の向上を図ります。

２　生活衛生営業関係者の人材の養成及び資質の向上

生活衛生営業者等に対して、沖縄県及び関係機関と連携し、営業者が講ずべき衛生措置等に係る衛生講習会及び講師派遣を適宜実施し、人材の育成及び資質の向上に努めます。

別表（第４関係）　令和２年度業種別目標監視件数

	全施設数(件) (R2. 3. 19 現在)	目標監視件数(件)
興行場	14	5
旅館業	610	100
公衆浴場	108	20
理容所	288	20
美容所	913	70
クリーニング所	425	20
水道施設、その他　※1	1361	40
ビル管法関連　※2	256	30
住宅宿泊事業法関連	188	100
合計	4163	405

※1 水道施設:1,322 件、医療施設:18 件、温泉施設:2 件、
　遊泳用プール:19 件　　計　1,361 件
※2　特定建築物:171 件、事業登録:85 件　　計 256 件